

## ベトナム会計・税務

### 通達第 195/2015/TT-BTC 号の修正・追加通達が特別消費税法にあるいくつかの項目の実施を案内する

2017年3月6日にて、財務省は通達第 20/2017/TT-BTC 号を発行した。それによると、特別消費税の対象になる輸入商品に対して、納税者は、国内販売の特別消費税を計算する際、輸入する時に納税した特別消費税額を控除できる。控除される特別消費税額は、輸入特別消費税相当額とし、最大控除額は国内販売の特別消費税相当額とする。控除されない特別消費税額について、納税者は法人所得税を計算する際の費用として計上できる。特別消費税を控除するために必要な証憑書類は、以下の通り。:

- 特別消費税が課税される製品を製造するための特別消費税対象の原材料を輸入する場合及び特別消費税対象となる製品を輸入する場合；輸入する際の特別消費税の納税書類
- 国内供給者から原材料を直接購入する場合：製品売買契約書（契約書に、製品が販売者により直接製造されることの記載が必要となる）；販売者の事業登録証明書の写し；銀行振込の証憑書類；付加価値税のインボイス

本通達は2017年4月20日より有効となる。

### 付加価値税の計算方法の案内

2017年3月29日、税務総局は通達第 1158/TCT-CS 号を発行した。それによると、会社が2016年に設立され、控除方法の適用を登録するために、付加価値税の計算方法適用（フォーム 06/GTGT）の通知を管轄の税務機関に送付し、2016年度の付加価値税控除の適用方法が承認された場合、その会社はフォーム 06/GTGT を再度提出せずとも、2017年度に控除方法を適用できる。

### サンプル品に対する付加価値税の政策

2017年3月23日、ハノイ税務局はオフィシャルレター第 11690/CT-TTHT 号を発行した。それによると：

- 貿易取引に関する法律の案内に従って入札を受けるために登録したサンプル品は、課税額が0とし、インボイスにはサンプル品であること並びに品名及び数量を明記される。
- 入札を受けるためのサンプル品を貿易取引に関する法律の案内に従って登録を行わなかった場合、インボイスには通常の販売に用いられるインボイスと同様に、必要項目及び計算した付加価値税の金額を明記しなければならない。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491

## 利息のない貸付金に対する課税

2017年3月31日、ハノイ税務局はオフィシャルレター第13428/CT-TTHT号を発行した。それによると、会社が利息0%の貸付契約書を締結する場合、それは市場の通常の取引額にではないため、税管理法37条1項e)及び他の案内文書の規定に従って、その利息は課税対象となる。

## 関連企業との取引がある企業における税務管理に関する新政令

2017年2月24日において、政府は、関連会社間の取引における価格確定に関する規定、方法、順序、手続き；税金申告及び関連会社間の取引の価格確定における納税者の義務；関連会社間の取引が発生した納税者への政府機関の管理、検査、監査義務を規定する政令第20/2017/ND-CP号を発行した。ベトナムでの移転価格を防ぎ、関連会社間の取引の透明性を向上するために、本政令には以下のとおり注目点がある。

- 実態主義：関連会社間のデータ及び実際の取引に基づき、関連会社間の契約又は文面上の取引形式に依存しない同一の条件下での独立取引と比較する。

関連会社の定義は以下の通り。+資金調達保証関係において、25%以上保有する。

+ 会社の運営権、決議権及び監督権：50%以上

+ 夫婦、親子、兄弟、配偶者の兄弟姉妹、祖父母、孫、叔父及び叔母の関係を持つ人により運営又は監督される会社

本政令は、2つの会社間での売上又は取引金額が売上高の50%以上である場合、それらの会社が関連会社である規定を廃止した。

- 申告書類：関連会社間の取引がある企業は、本政令に添付されているフォーム01によりその取引に関する情報法人所得税決算の書類と共に提出する必要がある。フォーム02、03、04及び他の書類については、企業で保管し、税務署から要請があれば、企業はそれらの書類を要請日から15日以内に提出する義務がある。本政令には、ローカルファイル、グローバルファイル及び国家連結損益計算書などに関する新しい内容も含まれている。

関連会社間の取引を申告する書類により、企業は、関連会社間取引に関するベトナムでの法人所得税納税義務が解消されるわけではない。

本政令は、移転価格の確定書類の作成サービスを提供できるのは、税務コンサルティング企業及び独立会計監査企業と規定している。

- 関連会社間の取引金額の確定書類の作成が免除される対象は以下である：
  - +その年度の売上高が500億ベトナムドン以下、かつ、関連会社との取引合計額が300億ベトナムドン以下の企業
  - +事前確認制度（APA）により取引価格を事前に確定する企業

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491

- + 単純機能の事業を運営する企業であり、1年間の売上高が2000億ベトナムドン以下、かつ、支払金利を控除する前税引前利益率が次に該当する企業：流通業5%以上、製造業10%以上、加工業15%以上
  - 関連会社間の取引がある企業における損金算入費用の要件は、以下の通り：
    - + 損金算入可能な支払利息は、営業利益に支払利息及び減価償却費の加算額（EBITDA）の20%を限度とする。
    - + 内部サービスに関して、企業は、その内部サービスが企業に経済的な利益をもたらすことを証明することができ、それと同時にサービス費用の計算方法の合理性を証明できる証拠を提供することができること。
- 本政令の規定では、税務機関が価格の基準、利益率、課税所得、及び、企業がフォーム01を申告しない又は申告したが情報が不足した場合、関連会社間の取引の確定書類を提出しない場合、関連会社間の取引を正しく申告しない場合又は実質的若しくは合理的でないデータに基づく場合の納税額を決める権限があることを規定している。

本政令は2017年5月1日より有効となる。

## 2016年度の個人所得税決算および及び被扶養者の納税者コード付与の案内

2016年度の個人の所得税決算を案内するために、ハノイ税務局が2つのオフィシャルレター、2017年2月16日付の第5286/CT-TNCN号および及び2017年2月21日付の第6046/CT-TNCN号を発行した。それによると：

2016年度の個人所得税における決算ケース：

- 収入を給与として支給する組織：個人より代理を委託される組織は、税金控除が発生するかどうかにかかわらず、個人所得税決算を申告し、決算を行う義務がある。収入の支払が発生しない個人及び組織は、個人所得税決算を申告する必要がある。
- 賃金労働者が税務機関に直接確定申告する場合：給与収入のある駐在者は、追加納税又は還付請求する場合、確定申告を行わなければならない。ただし、納税額が仮納税額より小さく、納税者が次期の税金申告に追加納税又は還付請求をしない場合はこの限りではない。

2016年度の個人所得税確定申告の委託に関する注意点は以下のとおり。

- 賃金労働者は、一つの組織において3か月以上の労働契約を締結し、確定申告を委託する現時点でもその組織で働いており、年間の労働時間が12か月未満の場合でも、副収入があり、その収入は1か月平均で1000万ベトナムドン以下で、すでにその副収入支給者より10%を源泉徴収された場合、依頼がなければ、組織は、その副

---

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

収入分を確定申告しない。もし、その労働者が副収入に対して申告する場合、労働者は直接税務機関に確定申告を行うこととなる。

- 被扶養者がすでに登録申請を行い、通達第 111/2013/TT-BTC 号 9 条 1 項目 G 項) に規定される被扶養者であることを証明する書類が全部揃っている場合、被扶養者が税務機関より納税者コードが付与されなていなくても、2016 年度の所得控除をすることができる。

被扶養者の納税者コード付与：納税者コード付与に関する情報（身分証明書および及び出生届にある情報を含む）の変更がある場合、給与支払者が各労働者についての 20/ĐK-TCT フォーム（2016 年 6 月 28 日に財務省より発行される通達第 95/2016/TT-BTC 号）に基づき情報を収集し、管轄する税務機関に直接に提出する（税務機関が TMS というアプリケーションによりて被扶養者の情報を更新する）。

## ベトナムその他

### 労働使用者への失業保険料の減額案

2017 年 4 月 7 日、政府は 2017 年 3 月の定期会議に関する議決第 34/NQ-CP 号を発行した。それによると、企業が発展できるように、雇用法 57 条に規定されている労働使用者の失業保険の納入額を、失業保険に加入している労働者の 1 か月分の給与の 1% から 0.5% に変更することを決定した。

政府は、労働傷病兵社会福祉省に対し、法務省及び政府官房と連携し、直ちに政府の意見を取り入れ、規定に基づいて手続を完了させることを命令した。

労働傷病兵社会福祉省の大臣は、首相の委任により、政府を代表して国会に上記の議決を提出する。

上記の調整の実施期間は、国会の決議が有効になる日付から 2019 年 12 月 31 日までとする。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491